

第15回検定等技術協議会（全体会議）に対し提出されたご意見等に対する考え方

No.	意見の区分	頂いたご意見、ご質問	ご意見等に対する回答
1	コンプライアンス	検定等を受けるためには、受検者としてコンプライアンスを徹底すべきと考えている。	近年発生している不正行為等を鑑み、消防の用に供する機械器具等の重要性、あらかじめ試験し検査を行い技術上の規格などに適合しているかどうかの確認を行うことの必要性などについて、再認識していただき、コンプライアンスの徹底をお願いしたいと考えています。
2	型式適合検定の方法	検定業務規程見直し案 第14条第3項の規定は、型式適合検定を申請者の受検場所ではなく、検定協会本所にて行うということなのか？	型式適合検定等は、当協会が指定した場所（受検場所）において、検定員の立会いの下、受検者の備えた検査設備を用いて行うことが原則です。この見直し案は、今回の不正事例の再発防止策として、泡消火薬剤の型式適合検定に使用する検査設備等について、必要に応じて協会が保有する検査設備を用いて受検場所で型式適合検定を行うことを想定しています。
3	型式適合検定の方法	検定業務規程附表第2にて◎を付した検査設備、例として紫外線式・赤外線式の性能を有するものについては感知器の検定細則第17の1（3）イ（ア）にて標準感知器が述べられておりますが、現時点では申請者の受検場所にあるもののみとなっています。今後申請者と協議し、検定協会本所にて標準感知器を保有する作業が行われるのでしょうか。	標準感知器については、協会で新たに保有する予定はありません。
4	型式試験	今回新設された、検定業務規程第4条第2項で、書類の確認を行うとありますが、具体的にはどのようなことを想定されていますか？	申請及び依頼時に提出される書類については、確認を行っていましたが、今回の不正事例の再発防止策として、その確認の徹底を行うため明文化したものです。具体的には、提出される見本と書類の記載内容、書類が事実に基づき作成されていること等について必要に応じて確認する予定としています。
5	押印	型式適合評価の書類の押印が不要となるのは、具体的にはいつ頃からの予定でしょうか？また、何か案内文書のようなものは、会社や各業界団体宛てに発送予定はありますか？	令和3年4月1日を予定しています。改正した業務規程類については、あらかじめ関係工業会などにご案内させていただき予定です。
6	押印	事前の情報では担当者印を要する軽微変更届等は従来どおり捺印するとされていましたが、全面的に原則捺印の削除を行うものとしてよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、契約書については、押印を求めるとしております。
7	押印	書式に関して、印欄が削除されても、社内承認の関係で押印を継続して行った書類にて申請を行っても問題ないか？	お見込みのとおりです。

No.	意見の区分	頂いたご意見、ご質問	ご意見等に対する回答
8	押印	協会での申請書の受付印や副本への承認印の押印は今後どうなるのか？	申請書への受付印、副本への承認印については、今後も継続して押印することとしています。
9	電子メールの申請	電子メールでの申請が可能となるのは、型式試験等を含め全ての申請を予定していますか？また、今後のスケジュール等はどのようになっているのか？	協議会でお知らせした電子メールを用いた申請等については、型式適合検定又は型式適合評価に適用する予定です。 電子メールを用いた申請等の開始は、令和3年4月1日を予定しております。その方法等の詳細については、あらかじめ協会HPに掲載する予定です。
10	電子メールの申請	さらに進めて、メールのやりとりではない、真のオンライン化を図るべきかと思う。	今後の検討に対するご意見として承ります。
11	電子メールの申請	送信先アドレスの指定があるとのことですが、下記につきましてそれぞれ別のアドレスになりますでしょうか？ 【送付予定】 ・型式適合検定申請書一式 ・型式適合評価依頼書一式	型式適合検定、型式適合評価の申請等については、共通のメールアドレスを指定する予定です。
12	その他	協議会の開催案内を書面での送付だけではなく、メールによる送付も実施してほしい。	協議会の案内、規程類の改正のお知らせ等、協会から一斉に申請者及び依頼者の方にお伝えする方法として、電子メールを用いた方法を検討する予定です。
13	その他	音声が届かない場面もありましたので、今後の対応をお願いします。	コロナ禍の中ということもあり、オンライン配信により開催させていただきましたが、初めてということもあり、皆様方にはご不便をおかけしました。今後については、ご意見を踏まえ対処する所存です。

※ 提出されたご意見等は、趣旨を明確にするため整理しております。